

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月23日 16時05分ごろ
発生場所	熊本県宇城市 荷島南東方沖 三角港荷島灯台から真方位110° 100m付近 (概位 北緯32° 36.5′ 東経130° 27.5′)
事故の概要	プレジャーボート 龍三丸は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 龍三丸、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	295-46688熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラガードに曲損、舵板が脱落、船底外板に塗膜剥離を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期（大潮）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りを終え、係留地へ向けて南進中、前方の同航船が荷島東側の水路（以下「本件水路」という。）を無難に通過したのを認め、本船とほぼ同型の船内機船であったので、本船も航行できると思い、続いて本件水路を航行したところ、荷島南東方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 本船には、GPSプロッターがなかった。 船長は、本件水路に本件浅所が存在することを知らなかったが、ふだん帰航する際、荷島西側を航行していた。
分析	本船は、南進中、船長が、本件浅所の存在を知らなかったものの、前方の同航船が本件水路を通過したのを認め、本船も航行できると思い、本件水路を航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、本件浅所の存在を知らなかったものの、前方の同航船が本件水路を通過したのを認め、本船も航行できると思い、本件水路を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所等の状況を把握していない海域を安易に航行しないこと。